

福島県農地中間管理機構からの重要なお知らせ

(借受者様向け)

令和4年7月15日作成

<印を押す前に再度ご確認ください！>

- 1 契約書に記載されている土地に間違いはありませんか？面積もご確認ください。
- 2 貸借料は間違いですか？ (10a当たり 円です)
- 3 印刷された住所、氏名は間違いですか？
- 4 「貯金口座振替依頼書」の内容は間違いですか？
(間違いやすい事例)

お届け印違い、印影が薄い・不明瞭

- 「貯金者」の氏名 「フリガナ」 違い (例：「ズ」と「ヅ」「ジ」と「ヂ」)
- 5 土地改良区の賦課金等の負担は、共通事項の別表2のとおりですので、必要に応じ、ご自分で土地改良区にて手続きをお願いします。
 - 6 精算開始年が切り替わる時期の契約（6月～8月頃）については、精算開始年度を再度ご確認ください。 (当年精算は8月までの市町村・県公告分となっており、9月以降は次年度精算となります。)

<賃借料の精算>

- 賃借料は、11月20日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に「貯金口座振替依頼書」の口座から引き落とします。以下の点についてご留意ください。
- (1) 引き落とし直前に残高をご確認ください。 (同日に他の引き落としが発生する場合は残高不足となることがあります。)
 - (2) 引き落としは原則年一回のみとなります。 (残高不足等で引き落とし不能となった場合は、公社指定の口座へ振込みしていただきます。その際の振込手数料はご負担願います。)
 - (3) 契約書(各筆明細書)記載額に手数料 (賃借料の1%相当額 一契約当たり最低800円、最高8,000円) を加算した額が口座から引き落としされます。
 - (4) 同一人で複数契約がある場合には、契約の賃借料合計に手数料合計を加算した額が引き落としされます。手数料合計が上限8,000円を超える場合には、手数料8,000円に再調整いたします。
- ※ なお、賃借料は土地所有者には12月15日に振り込まれます。正確な精算を行うため、11月20日の口座引き落としにご協力願います。ご理解の程、よろしくお願いします。
- ※ また、賃借料は公社から耕作者様へ徴収を行いますので、自分で土地の所有者に賃借料を支払わないでください。

<契約内容の変更>

- 契約単価 (賃借料単価の変更額が一定の条件を満たす場合のみ対応) や精算方法、あなたの情報 (名義、代表者、住所、電話番号、口座等) に変更が生じた場合は、必ず市町村農政担当窓口までご連絡ください。約定精算へのご協力を願っています。

賃借料の変更については、8月までの申請であれば当年精算から、9月以降であれば次年度精算からの適用となります。

また、解約については、8月までに合意となれば当年精算から、9月以降であれば次年度精算から精算がなくなります。

なお、解約の理由によっては、1契約あたり解約手数料6,000円を解約の原因者よりいただく場合があります。

<農地中間管理機構から毎年お送りする通知>

- 1 農用地賃借料の口座引き落としのご案内(11月上旬頃)

- 2 農用地賃料等の領収書(12月中旬頃)

<農地の適正な管理のお願い>

農地中間管理事業を通して借り受けた農地について、適正な管理をお願いいたします。適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫等の温床となるだけでなく、ゴミの不法投棄による悪臭や汚水の発生源となり、近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑となる可能性がありますので、適度な草刈りや耕起、病害虫駆除など農地の適正な管理をお願いします。

※その他、ご不明な点は 公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）

024-521-9845 (中通り、会津担当)

024-521-9843 (浜通り担当)

024-503-0421 (原子力被災12市町村当)

024-521-9841 (賃借料精算担当)